

# 令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要について

令和7年6月23日  
総務省

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

## 1 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約の締結に努めた。

## 2 令和6年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的方法が定められている

- (1) 電気の供給を受ける契約
- (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約
- (3) 船舶の調達に係る契約
- (4) 省エネルギー改修事業に係る契約
- (5) 建築物の設計に係る契約
- (6) 建築物の維持管理に係る契約
- (7) 産業廃棄物の処理に係る契約

中、(1)、(2)及び(6)について環境配慮契約を実施した。

なお、(3)から(5)及び(7)については契約締結の実績が無かった。

### (1) 電気の供給を受ける契約

令和6年度における当該調達に係る契約の総件数は31件（電力の総契約量は25,349,330kWh）であり、この中環境配慮契約を実施した件数は10件（同24,911,168kWh）であった。

### (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和6年度における当該調達に係る契約において、環境性能（燃費）及び価格を総合的に評価しその結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による調達は8台であった。

### (6) 建築物の維持管理に係る契約

令和6年度における当該調達は27件あり、中4件は契約図書（契約書、図面等）に温室効果ガス削減等の排出について環境配慮した内容を明記しているが、その他23件については、修繕や保守点検等を目的としており、環境配慮が明記されていなかった。